

厳しくなった景品表示法

2016年4月に景表法にも課徴金制度が導入されました。また、措置命令の発動についても消費者庁は熱心です。どのような行為が景表法違反となるのか、最近の事例を用いて整理をするほか、調査対象となった場合にどのような点に気をつけなければならないかをわかりやすくご説明致します。  
是非ご参加下さい。

	大阪	東京
開催日時	平成29年9月22日(金) 13時30分から15時30分(受付:13時00分より)	平成29年9月26日(火) 14時00分から16時00分(受付:13時30分より)
場 所	堂島ビルディング 9階	TKP 東京駅前カンファレンスセンター4階
* 詳しくは裏面会場案内図をご覧ください。		
募集人数	40名	40名
講師	<p><b>弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子(なむら ひろこ)</b> 1983年大阪大学卒、87年弁護士登録、1996年シカゴ大学ロースクール(LL.M.)卒業、その後 Weil, Gotshal &amp; Manges LLP(シリコンバレー)に勤務。1997年ニューヨーク州弁護士登録。1998年に米国でリニエンシーを申請した事件を担当、その後も国際カルテルへの対応案件を担当し、2012年2月ヴンクーヴァー国際カルテルワークショップではスピーカーとして日本での対応の問題点を指摘。国際契約、知財事件、再建的な倒産手続が得意な分野であるが、究極のゼネラリスト、独禁法などの競争法、不動産の証券化、プロジェクトファイナンスまであらゆる企業法務に対応可能。論文等の執筆多数。</p> <p><b>弁護士 田中 敦(たなか あつし)</b> 2006年神戸大学法学部、2008年京都大学法科大学院卒業。2009年弁護士登録。個人情報保護、知的財産、労務等の分野の業務に重点的に取り組んでおり、著作権法や不正競争防止法に関する専門性の高い訴訟において代理人を務めた経験がある。現在、企業における個人情報の保護に関する執筆や講演等にも積極的に取り組んでおり、個人情報保護関連の書籍として、税理士等の他分野の専門家とともに、「最新!ここまで分かった企業のマイナンバー実務Q&amp;A」(日本法令・2015年6月)の執筆を担当。</p>	
受講料	無 料	
申込期限	平成29年9月15日(金) * 定員になり次第締切らせていただきます。	

----- 申 込 書 -----

下記にご記入の上、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメール、FAX、または郵便でお申し込みください。  
後日 Eメールで受講票をお送り致します。

FAX 番号 : 06-4709-0131 e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名				
住所	〒			
電話番号			FAX 番号	
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mail アドレス	参加希望会場
				東京・大阪
				東京・大阪

\* 直前や無断でのキャンセルはくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

# 会場案内

## 大阪会場

### 堂島ビルディング 9階会議室

(大阪市北区西天満2丁目6番8号)

- ◇ 地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅①番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分
- ◇ JR東西線 北新地駅から、御堂筋沿いに南下し徒歩10分
- ◇ 京阪中之島線 大江橋駅 5番出口より、北へ3分
- ◇ 車でお越しの場合は梅田新道交差点より御堂筋を淀屋橋方面へ南下し、ビル北側の側道を左折して頂ければ、パーキングがあります。



## 東京会場

### TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

#### カンファレンスルーム 4A

(東京都中央区八重洲1-5-20)

- ◇ JR「東京駅」八重洲北口1より徒歩1分
- ◇ 東京メトロ銀座線、都営浅草線「日本橋(東京)駅」A3出口より徒歩3分
- ◇ 東京メトロ丸の内線・千代田線・半蔵門線、都営三田線「大手町駅」B9出口より徒歩3分



お申込・ご照会先：弁護士法人苗村法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

TEL: 06-4709-1170 FAX 番号: 06-4709-0131